

# 古代公文書の成立前史

漢字・暦・印・文書様式

仁藤敦史

Prehistory of How Ancient Official Documents Came into Existence: Kanji, Calendars, Seals, and Document Styles

NITO Aushi

はじめに

- ① 漢字運用の習熟
- ② 暦の導入と年号表記
- ③ 印章の押印
- ④ 大宝令以前の文書形式  
おわりに

【論文要旨】

本稿では、古代の文書を成り立たせている諸要素について考察を加えた。具体的には、漢字運用に対する習熟、暦の導入・普及、印章制度の導入、文書形式の統一などである。いずれも七世紀後半以降に充実化してることが確認された。

大宝令以前の要素を残す「大命符(宣)」「某前白(申)」「牒」「牒」「解」などの文書形式を検討した結論として、文書形式は上申か下達かという大きな違いがあるだけで、公式令に規定された文書形式の違いは大きな意味を有さないことが再確認された。さらに、書状形式の影響や口頭伝達を前提にした内容がみられ、唐代ではなく古

い中国の文書形式が朝鮮半島を経由して大宝令以前から継受されていたことも確認された。奈良期前半における出土木簡や正倉院文書にはこうした公式令の文書形式を逸脱した実例が多く見られる。七世紀には確実に口頭伝達を補完する文書が存在したことが指摘できる。紀年木簡を基準とすれば、天武四年以降の年紀を持つ物が連続して出土するようになるのは、文書行政の習熟において大きな画期となる。

【キーワード】 暦・印章・文書形式・口頭伝達・書状

## はじめに

本稿では、古代の文書を成り立たせている諸要素について考察を加える。古代においては律令国家の成立により官僚制とセットで文書行政が本格的に開始された。古代文書については、律令によって公式様文書という書式が定められた。

しかしながら、文書を運用する役人と官司の充実が前提として必要であることは自明だが、制度を定めるだけでは効率的な運用は不可能である。まずは漢字運用に対する習熟が大前提となる。加えて、文書には年月日の書き入れが時系列を示すため必須となるが、これも暦の導入・普及が前提として必要となる。具体的な権力意思を視覚化したアイテムとして印章の使用も前提となる。

我が国においては、紙の文書に先行して木簡を運用するシステムが導入されたと考えられるが、現在発見されている限りでは、朝鮮半島での導入時期よりも百年ほど遅いものであった<sup>(1)</sup>。導入が遅れる理由として、木簡の運用システムを受け入れる社会的基盤が未熟であったことが想定されている<sup>(2)</sup>。

### ① 漢字運用の習熟

もともと独自の文字を持たなかった日本に、中国から漢字がもたらされたのは弥生時代後半であるが、この段階では、まだ列島内部において漢字が必要とされておらず、漢字自体の理解や認識もなかったため、必ずしも普及しなかった<sup>(3)</sup>。初期には貨幣や鏡・印など、鑄造された完成品に漢字が記されて中国から日本に渡来した。特に日本列島のなかでも北九州の人々が、漢字が記された品物に初めて接したと考えられる。具体

的には「貨泉」や「五銖錢」などの文字が鑄出された貨幣、吉祥句や年紀・工房名などが記された青銅鏡、さらには「漢倭奴国王」と陰刻された金印（福岡市博物館蔵）などである。おそらく、めでたい意味の漢字を銘文として刻むことで、品物に対して呪的な力が高まることが期待されていたと考えられる。このように、字そのものに呪力があると信じられていた時期には、しばしば一字だけを土器に書くことが列島内で行われた。字形をまねただけの呪術的な記号や変形した図形・文様として觀念されたもので、「田」（片部遺跡）・「久」（市野谷宮尻遺跡）・「奉」（大城遺跡）・「火竟（鏡）」（三雲遺跡）などの字体がデザイン化されている。

やがて、社会の必要とは必ずしも連動せずに、漢字が外交の問題として外部からもたらされ、中国との国際関係により、漢字を習得し、漢文を作成することが周辺諸国に強制されるようになる。「魏志倭人伝」には、九州の伊都国に置かれた大率の職掌として「文書・賜遺の物を伝送し、女王に詣す」ことが書かれている。帯方郡からの外交文書が大率を経由して女王に送られていたことが確認される。外交に文字を使用するようになる、中国の皇帝は倭国の王が国を治めることを認める印を与えるようになった。五七七年に、後漢の皇帝が倭国の奴国王に与えた「漢委奴国王」と陰刻された金印や、二三八年に卑弥呼が与えられた「親魏倭王」の金印（『三国志』）はその典型である。さらには、支配に服することの象徴として、中国の年号を刻んだ刀剣や鏡も与えられるようになった。銘文は不明だが、魏が卑弥呼に与えた「五尺刀二口」がその明らかな事例であり、「中平」の後漢年号を象嵌した刀剣（東大寺山古墳出土）や、「景初三年」「景初四年」などの魏年号を鑄出した青銅鏡などが存在する。「赤烏」年号の鏡（鳥居原狐塚古墳）が存在することは、呉との交渉の可能性も想定される。

近年では外交と連動して交易等に文字を使用した可能性として、漢代の石硯が北九州を中心に出土して注目されている。黒色付着物や赤色顔

料が観察される場合もある。これにより、寒浪郡とつながる国際交易に倭人が文字を使用した可能性が指摘されている<sup>(4)</sup>。しかしながら、倭人が本格的に文字を使用したとすることは、限定的な文字史料しか確認されていない段階においては、渡来人を中心にした使用に留まったと考えられる<sup>(5)</sup>。

こうした中国と関係を持つようになった倭国王は、国内の有力な豪族たちにも同じように文字を刻んだ鏡や刀剣を与えて、その関係を維持するようになった。漢字により国を治める方式は、中国から朝鮮半島諸国を経由して、さらに倭国へ、そして倭国内部の支配方式として拡大・定着していった。とりわけ、伝加耶地方出土鉄刀（東京国立博物館蔵）に刻まれた銘文と埼玉県稲荷山古墳出土鉄剣銘などは、吉祥句の使用、象嵌の技法、書体などが類似するので、刀剣に銘文を刻む文化は朝鮮半島からの渡来人に担われていたことが確認される。中国を中心に、東アジアにおいても外交に用いられた物品に漢字を用いる支配方式が拡大していったことになる。石上神宮に伝わる「泰和四年」（三六九）の年号が刻まれた「七支刀」は、百済王から倭王へ与えられたものであり、刀剣の授受をとまなう中国の外交方式を冊封国間で用いたものと位置付けられる。

倭国で作られた銘文入りの刀剣としては、千葉県稲荷台一号墳出土の「王賜」銘鉄剣が最古であり、「辛亥年」（四七二）の年号が刻まれた稲荷山古墳出土鉄剣銘や江田船山出土大刀銘が続き、いずれも雄略天皇と推定される「獲加多支爾大王」の名が刻まれている。同時期の「倭王武上表文」には、百済による北魏への上表文との類似から、朝鮮半島からの中国系渡来人の手により漢文が記述されたと推定されている<sup>(6)</sup>。

『古事記』の伝承によれば、応神朝に王仁が百済から日本に渡来し、『千字文』一卷と『論語』十巻を伝えたとされる。一方『日本書紀』では、応神天皇のときに百済王が阿直岐という者を遣わして良馬二匹を献

上したが、阿直岐がよく經典を読んだので、汝に勝る博士がいるかと問うと、王仁という者がいると答えた。そこで人を遣わして召すと来朝したので、太子の菟道稚郎子がこれに諸典籍を学んだと伝える。彼は、『日本書紀』では王仁、『古事記』では和邇吉師と表記されている。書（文）氏、武生氏などの西文氏の祖と伝え、五世紀前半以前の百済から渡来したという伝説的人物であり、「千字文」は六世紀の成立で潤色記事であるが、少なくとも六世紀には百済人が先進文化を携えた五経博士として百済から倭に渡来したことは事実であり、この伝承は文氏など書記や文筆を生業としてヤマト王権に仕えた河内の渡来人系氏族の間できた始祖伝承と推定される<sup>(8)</sup>。一字の姓であるところからすれば、中国系百済人であったことが想定される。

『靈異記』には、こうした「記紀」の伝承に基づき、内典（応神期の『論語』『千字文』）と外典（欽明期の仏教經典）の二段階導入論が記されている。いずれも百済からの渡来であることが強調されている。

#### 『日本靈異記』上巻序

原夫、内経外書伝<sup>二</sup>於日本<sup>一</sup>而興始代、凡有<sup>三</sup>二時<sup>一</sup>、皆、自<sup>二</sup>百済<sup>一</sup>国<sup>一</sup>浮来之。輕嶋豐明宮御<sup>レ</sup>宇營田天皇代、外書来之。磯嶋金刺宮御<sup>レ</sup>宇欽明天皇代、内典来也。然乃学<sup>レ</sup>外之者誹<sup>二</sup>於仏法<sup>一</sup>。読<sup>レ</sup>内之者輕<sup>二</sup>於外典<sup>一</sup>。

また、『懷風藻』序には、我が国の学問の展開として、まず応神期に百済からの使者阿直岐が良馬を献上し、王仁が菟道稚郎子に經典を教えたこと（百済入朝、啓龍編於馬廐）（王仁始導蒙於輕嶋）、敏達期に高句麗からの烏羽の上表文を王辰爾が読み解き、訳田で教えを行い（高麗上表、図鳥冊於鳥文）（辰爾終敷教於訳田）、儒教が普及したことが強調される。そして、推古期に聖徳太子が礼儀を定めたが、仏教を崇めるのみ

で詩文は作られなかったとする。いずれも儒教經典と仏教經典の導入という二時期を画期としている。

### 『懷風藻』序

遯聽<sup>三</sup>前修<sup>一</sup>、遐觀<sup>二</sup>載籍<sup>一</sup>、襲山降蹕<sup>二</sup>之世、檀原建邦<sup>一</sup>之時、天造草創、人文未<sup>レ</sup>作。至<sup>三</sup>於神后征<sup>レ</sup>坎、品帝乘<sup>レ</sup>乾、百濟入朝、啓<sup>三</sup>龍編於馬廐<sup>一</sup>、高麗上表、因<sup>三</sup>烏冊於烏文<sup>一</sup>。王仁始導<sup>三</sup>蒙於輕島<sup>一</sup>、辰爾終敷<sup>三</sup>教於訳田<sup>一</sup>。遂使<sup>下</sup>俗漸<sup>三</sup>洙泗之風<sup>一</sup>、人趨<sup>中</sup>齊魯<sup>一</sup>之学<sup>上</sup>。逮<sup>三</sup>乎聖德太子設<sup>レ</sup>爵分<sup>レ</sup>官、肇制<sup>三</sup>礼義<sup>一</sup>、然而尊崇<sup>三</sup>釈教<sup>一</sup>、未<sup>レ</sup>遑<sup>三</sup>篇章<sup>一</sup>。

一方、『隋書』倭国伝には、百濟からの仏教の導入を大きな契機として、邪馬台国段階の文字がなかった段階と対応させて、文字文化の本格的導入があったことが指摘されている。

### 『隋書』倭国伝

無<sup>三</sup>文字<sup>一</sup>、唯刻<sup>レ</sup>木結<sup>レ</sup>繩、敬<sup>三</sup>仏法<sup>一</sup>、於<sup>三</sup>百濟<sup>一</sup>求<sup>三</sup>得<sup>レ</sup>仏經<sup>一</sup>、始有<sup>三</sup>文字<sup>一</sup>。

文字のまだない時代には、木に刻んだ記号と繩の結びが情報の伝達や記録に大きな役割を果たしたことが書かれている。中国では文字のない時代に、政治上の大事には大繩を結び、小事には小繩を結んで記録したという故事により「結繩の政」という言葉があり、『周易』繫辭下伝には「上古結<sup>レ</sup>繩而治、後世聖人易<sup>レ</sup>之以<sup>三</sup>書契<sup>一</sup>」とあって、中国においても漢字（文字）以前に繩を結ぶ伝達方法が存在したとあり、倭国に対しても修辭として用いられたと考えられる。同じく『古語拾遺』序文にも「蓋聞、上古之世、未<sup>レ</sup>有<sup>三</sup>文字<sup>一</sup>、貴賤・老少、口口相伝、前言往行、存而不<sup>レ</sup>忘、書契以來、不<sup>レ</sup>好<sup>レ</sup>談<sup>レ</sup>古」とあるように、「書契」（漢字）

の有無で、前後の時代区分がなされている。

記紀の潤色を考慮すれば、六世紀に百濟經由漢字文化がもたらされたことが重視され、漢字を使用しなければ理解できない仏教伝来が漢字の習熟において、おおきな契機であったことが確認される<sup>9)</sup>。これにより、百濟からの技術者や博士・僧侶らが、信仰・思想および造営などに大きな影響を与えたことが推測される。

六世紀には、ミヤケに対する「丁籍」（耕作者の名簿）導入など、支配の充実に際して大きな画期があったと考えられているが、先述したように、この時期の文字文化を示す遺物はほとんど存在しない。この点のように考えるかがおおきな問題であるが、大勢としてはミヤケ・宮・寺院などの先進的な拠点での部分的な活用に留まったと考えられる。

たとえば欽明朝から敏達朝にかけて、吉備に置かれた白猪・児島屯倉についての記載がみえる。このミヤケについては、使者派遣による帳簿把握を前提とした先進的な支配方式が導入されていたと解釈され、律令的な戸籍・編戸制の端緒として通説では評価されている。その解釈の大きな論拠は、「定籍」により「田戸」を編成したという以下の記述である。

### 『日本書紀』欽明三十年四月条

胆津檢<sup>三</sup>閔白猪田部丁者<sup>一</sup>、依<sup>レ</sup>詔定<sup>レ</sup>籍。果成<sup>三</sup>田戸<sup>一</sup>。天皇嘉<sup>三</sup>胆津定<sup>レ</sup>籍之功<sup>一</sup>、賜<sup>レ</sup>姓為<sup>三</sup>白猪史<sup>一</sup>。尋拜<sup>三</sup>田令<sup>一</sup>、為<sup>三</sup>瑞子之副<sup>一</sup>。

もし白猪・児島屯倉関係の記載全体を通説のように「白猪史の家記」に由来すると解釈するならば、その後の記載に、田戸に編成されたはずなのに、再び「田部名籍」とあるのは理解しにくく、潤色・融合を含む異

なる系統の原史料が用いられていると考えられる。<sup>10)</sup>

『日本書紀』敏達三年十月丙申条

遣<sup>三</sup>蘇我馬子大臣於吉備国、増<sup>三</sup>益白猪屯倉与<sup>三</sup>田部。即以<sup>三</sup>田部名籍、授<sup>三</sup>于白猪史胆津<sup>一</sup>。

「田戸」を戸別に編成された田部と解し、田部丁籍（名籍）を律令制的な戸籍と解釈するところに通説の前提がある。しかしながら、すでに論じたことがあるように、「田部丁」個人を前提にして「田戸」としたのであり、必ずしも律令制的な造籍や編戸を前提としないと考えられる。<sup>11)</sup>たとえば飛鳥戸・春日戸の「某戸」は戸の管掌者を示し、「戸別の調」（改新詔）と「男身の調」（品部廃止詔）を同一実体とすれば、戸の代表者（成人男性）に課す調であったと解される。

したがって、「田戸」も編戸・造籍により戸別に編成された田部ではなく、あくまで成人男子の課役負担者を集計するリストであり、基本的に「田部丁籍（名籍）」と同一であったと考えられる。律令制下とは異なり定期的な更新は想定されておらず、一旦作成されると十年以上更新されない単発的なリストでもあった（『日本書紀』欽明三十年正月辛卯条「量<sup>三</sup>置田部<sup>一</sup>、其来尚矣。年甫十余、脱<sup>レ</sup>籍免<sup>レ</sup>課者衆<sup>一</sup>」）。

「田戸」の内実も、古い支配形態を残す品部・雑戸制度の解体過程を参照するならば、戸内の全戸口課役免を前提とした「一戸一丁上番役制」が参考となる。<sup>14)</sup>戸の代表者のみが把握される負担の軽い段階から、公民化による全課丁把握への支配強化過程が歴史的に確認され、まさに「一戸一丁上番役制」は、古くにはトモ（伴）がべ（部）集団から代表して番上する関係と類似する。基本的に戸の代表者のみが把握された段階がまずは想定でき、その場合の戸は課税単位としての要素が強く、律令的な編戸を前提とする戸口全員の把握は不要な段階が存在したと考えられ

る。従って、こうした支配では、「一戸より一丁の上番が確保できれば戸内の成員は極端に言えばどうでもよかった<sup>15)</sup>」のであり、そのため品部には上番者の名帳だけで十分であり、特別な戸籍も計帳も作られなかった。番上する人物だけが名帳に記入されたのである。おそらく「定籍」により「田戸」を編成したとの内実は、再調査により「脱<sup>レ</sup>籍免<sup>レ</sup>課者」を「田部丁」として正確に把握する試みにより、丁の総数が「増益」されたか、あるいは「田部丁」として挑発される可能性のある、戸内の成人男子のみが書き上げられたもので、戸口全員の把握はまだ必要なかったと想定される。

以上の想定に寄れば、「田部丁」のリスト化により耕作者の確定や数量化が可能になった点は評価されるが、「田戸」の語から律令公民支配に連続する画期性を認めることは難しく、六世紀にはまだ文字文化を示す遺物がほとんど存在しないことと対応する。

漢字表記の困難さについては、『古事記』序文に以下のような記載がある。

『古事記』序文

上古之時、言意並朴、敷<sup>レ</sup>文構<sup>レ</sup>句、於<sup>レ</sup>字即難。已因<sup>レ</sup>訓述者、詞不<sup>レ</sup>速<sup>レ</sup>心。全以<sup>レ</sup>音連者、事趣更長。是以、今、或一句之中、交<sup>二</sup>用音訓<sup>一</sup>。或一事之内、全以<sup>レ</sup>訓録。

ここでは稗田阿礼が誦習した文章を太安万侶が筆録するにあたり、上古の事柄を漢字で表記することに困難があったことが述べられている。すなわち、「全てを訓で書き表すと十分に意味を伝えられない、かといって音ばかりを連ねればさらに文章が長くなるので、「一句」を表記する場合に、漢語を音字として使用する場合と意字（訓）として使用するこの両方を併用した」とある。和語を漢字で表記することが容易でな

かったことがわかる。

## ② 暦の導入と年号表記

暦の導入も、古代文書の成立においては重要な要素となる。<sup>16</sup> 公文には必ず年号を使用することが、大宝令以降には定められた。

### 儀制令26公文条

凡公文<sup>レ</sup>記<sup>レ</sup>年者。皆用<sup>二</sup>年号<sup>一</sup>。

これは公文書にはすべて年号を使用する規定で、『令集解』同条所引「古記」によれば、年号を用いるとは、「謂大宝記而辛丑不<sup>レ</sup>注之類也」とあるように、大宝のような年号を用い、辛丑のような干支を用いないこととされる。また「穴記」によれば、天智朝の庚午年籍には、この条文が制定されていなかったため、年号が用いられていなかったとする。

倭国にいつ暦が導入されたかを考える場合、三世紀の倭国について記した以下の史料がまずは参照される。<sup>17</sup>

### 『三国志』東夷伝倭人条所引『魏略』逸文

其俗不<sup>レ</sup>知<sup>二</sup>正歳四時<sup>一</sup>、但記<sup>二</sup>春耕秋収<sup>一</sup>、為<sup>二</sup>三年紀<sup>一</sup>、

「正歳四時」とは正月と春夏秋冬の季節を示し、それを知らなかったため、春秋の耕作を一年の目印としていたとある。先述した『隋書』倭国伝に「無<sup>二</sup>文字<sup>一</sup>、唯刻<sup>レ</sup>木結<sup>レ</sup>繩」とある段階に対応し、中国と比較して倭国がまだ文字や暦のない文明外の地域であることを表象している。これによれば、農耕開始時期を一年の開始としていた可能性がある。おそらく、三世紀の倭国には、正式な暦がなかったということが推測される。

やがて、五世紀になると、倭国にも中国の暦法が伝わったことが推測される。『日本書紀』の暦法が安康紀以降（厳密には安康元年、四四五年に相当）、中国宋代の何承点が作成した元嘉暦（四四五年から六五五年間使用された）に依拠していることが明らかになっている。<sup>18</sup> それ以前は、『日本書紀』編纂当時の最新暦たる儀鳳暦（六六五年に唐で麟德暦として施行）が架上的に使用されている。

さらに、五世紀後半になると金石文には「干支年+某月中」という表記法が出現する。「辛亥年七月中記」や「八月中」という月までの表記が五世紀までは一般的で、中国暦法の導入は明らかであるが、日にちの干支表記はまだなされていない。おそらく、元嘉暦で計算した暦を使用していたことが推測される。中国の暦を使用することで中国の冊封下に入ったことを示す意味もあったと考えられる。倭の五王らによる中国南朝への朝貢あるいは、すでに元嘉暦を導入していた百濟からの渡来人らにより、暦の部分的導入がなされたと考えられる。

百濟では、すでに「宋の元嘉暦」を用いて、月単位の祭祀を行っていたとの記載がある。

### 『隋書』百濟伝

俗尚<sup>二</sup>騎射<sup>一</sup>、読<sup>二</sup>書史<sup>一</sup>、能<sup>二</sup>吏事<sup>一</sup>、亦知<sup>二</sup>医薬<sup>一</sup>・著龜・占相之術、  
……行<sup>二</sup>宋元嘉暦<sup>一</sup>、以<sup>二</sup>建寅月<sup>一</sup>為<sup>レ</sup>首、……每以<sup>二</sup>四仲之月<sup>一</sup>、王祭<sup>二</sup>天及五帝之神<sup>一</sup>、立<sup>二</sup>其始祖仇台廟於国城<sup>一</sup>、歲四祠<sup>レ</sup>之、

おそらく中国からの毎年の頒暦は不可能なので、暦博士の計算による暦で行事を遂行していたと考えられる。

ただし、暦の知識は倭国にも導入されたが、暦月までの記載であることからすれば、まだ月の満ち欠けによる大まかな認識に留まっていたことになる。

「埼玉県稻荷山古墳出土鉄剣銘」

辛亥年七月中記、乎獲居臣、上祖名意富比塊、其兒多加利足尼、其兒名弓已加利獲居其兒名多加披次獲居、其兒名多沙鬼獲居、其兒名半弓比(表)

其兒名加差披余、其兒名乎獲居臣、世々為杖刀人首奉事來至今、獲加多支齒大王寺在斯鬼宮時、吾左治天下、令作此百練利刀、記吾奉事根原也(裏)

「江田船山古墳出土鉄刀銘」

台(治)天下獲齒大王世、奉事典曹人名无(利カ)弓、八月中、用大鉄釜、并四尺廷刀、八十練、(九カ)十振、三寸上好(刊カ)刀、服此刀者、長寿、子孫洋々、得恩也、不失其所統、作刀者名伊太(和カ)、書者張安也

さらに暦法の本格的導入については、これより後、六世紀の欽明期の記事に記載がある。

『日本書紀』欽明十四年六月条

遣内臣(闕名)使於百濟。仍賜良馬二疋・同船二隻・弓五十張・箭五十具。勅云、所請軍者、隨王所須。別勅、医博士・易博士・曆博士等、宜依番上下。今上件色人、正当相代年月。宜下付還使相代。又下書・曆本・種種藥物、可付送。

『日本書紀』欽明十五年二月条

百濟遣下部杆率將軍三貴・上部奈率物部烏等、乞救兵。仍貢德率東城子莫古。代前番奈率東城子言。五経博士王柳貴、代固德馬丁安・僧曇慧等九人、代僧道深等七人。別奉勅、貢易博士

施德王道良・曆博士固德王保孫・医博士奈率王有俊陀・採藥師施德潘量豊・固德丁有陀・樂人施德三斤・季德已麻次・季德進奴・對德進陀。皆依請代之。

番により上下したと記載されるように、百濟から定期的に曆博士が渡来していた。これは、百濟に対して兵士や武器を与えることの見返りとされ、軍事と先進技術の交換とも評価される外交である。曆本の送付も要求しているが、後述する推古期の記載からすれば、自前の暦計算はまだできなかったと推測される。

すなわち暦法の習得は、百濟僧觀勒が曆本をもたらし、書生を選んで学習させたことにはじまり、陽胡史祖の玉陳が最初とされている。

『日本書紀』推古十年十月条

百濟僧觀勒來之。仍貢曆本及天文地理書、并遁甲方術之書也。是時選書生三四人。以俾學習於觀勒矣。陽胡史祖玉陳習曆法。大友村主高聰學天文遁甲。山背臣日並立學方術。皆學以成業。

ちなみに『三代実録』や『政事要略』の記載によれば、觀勒による曆法の教授までは「未行於世」「始用曆日」と後世に評価されていることを重視すれば、推古期が曆術導入における大きな画期であったこととなる。

『三代実録』貞觀三年六月十六日己未条

始頒行長慶宣明曆經。先是、陰陽頭從五位下兼行曆博士大春日朝臣真野麻呂奏言、謹檢、豊御食炊屋姫天皇十年十月、百濟国僧觀勒始貢曆術。而未行於世。

『政事要略』巻二十五、年中行事、御曆奏

儒伝云、以<sup>二</sup>小治田朝十二年歲次甲子正月戊申<sup>一</sup>始用<sup>二</sup>曆日<sup>一</sup>。

ちなみに「正月廿二日」「十二月廿一日己酉」など曆日の記載が散見されるようになるのは当該期からである。

さらに、古代文書の成立を考えるうえで、欠かすことのできない紙墨の技術が高句麗からもたらされたのも推古期であった。紙製造の初見記事で、良質な紙の製造法を高句麗僧から学んだとある。

『日本書紀』推古天皇十八年三月条

高麗王貢<sup>二</sup>上僧曇徴・法定<sup>一</sup>。曇徴知<sup>二</sup>五経<sup>一</sup>。且能作<sup>二</sup>彩色及紙墨<sup>一</sup>、并造<sup>二</sup>碾磑<sup>一</sup>。盖造<sup>二</sup>碾磑<sup>一</sup>、始<sup>二</sup>于是時<sup>一</sup>歟。

推古期が曆術の本格的導入の画期であったことに関連して、『日本書紀』の天文記録が推古二十八年を初見として、以後天武・持統期まで散見するようになる。簡単にまとめるならば、推古期二例、舒明期七例、皇極期二例、天智期一例、天武期十三例、持統期七例となる<sup>(19)</sup>。百濟僧觀勒により、曆本や天文地理書がもたらされたこと、六〇七年の遣隋使において冊封からの離脱を宣言したことなどが背景にあると考えられる。天武期初期に占星台（漏刻台に付加したものか）を設置したことも、天武期以降の記事に寄与している可能性がある。その後、持統期には元嘉曆とともに儀鳳曆の使用を開始したとあり、さらに称徳期には大衍曆へと変化する。『日本書紀』の前半は、この儀鳳曆を遡上して使用していることはよく知られている。

『日本書紀』持統四年十一月甲申条

奉<sup>レ</sup>勅始行<sup>二</sup>元嘉曆与<sup>二</sup>儀鳳曆<sup>一</sup>。

『三代実録』貞観三年六月十六日己未条

高天原広野姫天皇四年十二月、有<sup>レ</sup>勅始用<sup>二</sup>元嘉曆<sup>一</sup>。次用<sup>二</sup>儀鳳曆<sup>一</sup>。高野姫天皇天平宝字七年八月、停<sup>二</sup>儀鳳曆<sup>一</sup>、用<sup>二</sup>開元大衍曆<sup>一</sup>。

一方、文書行政の全国的浸透を図るには、全国共通に曆を配布する頒曆も重要な要素となる。曆の作成と頒布については、以下のような規定が律令にある。

雑令06造曆条

凡陰陽寮。毎<sup>レ</sup>年預造<sup>二</sup>来年曆<sup>一</sup>。十一月一日。申<sup>二</sup>送中務<sup>一</sup>。中務奏聞。内外諸司。各給<sup>二</sup>一本<sup>一</sup>。並令<sup>二</sup>三年前至<sup>三</sup>所在<sup>一</sup>。

同条義解によれば、太政官を経由せずに中務省が直接天皇に奏聞することになっていた。これは、天文気象の異変を陰陽頭と天文学博士が直接天皇に奏聞する天文密奏も直奏であったように（雑令08秘書玄象条）、時間を支配する天皇のみに許された権限であったことに由来する。曆博士がおこなう造曆には、天皇・中宮・東宮が使用する具注御曆、天皇のみが使用する天体曆である七曜御曆、内外諸司に頒布される具注曆たる頒曆の三種があった（『延喜式』陰陽寮式03曆本条）。これらのうち内外諸司に配布されるのが頒曆で、造曆条の義解によれば、内外諸司への配布とは、省と国に各一本で、それ以下の寮・司や郡にはさらに書写して配布することになっていた<sup>(21)</sup>。

確実な具注曆で最古のものとしては、奈良県の石神遺跡から持統三年（六八九）と推定される具注曆の木簡が出土している<sup>(22)</sup>。すでに元嘉曆の段階から具注曆が使用されていたことが確認される。表面は三月八日から十四日、裏面は四月十三日から十九日の曆日を記す。本来は表面に三月、裏面に四月、それぞれ一ヶ月分の曆日を記した長方形の板であった

と推定されている。周囲が丸く削られているのは廃棄後に木器として転用されたことによる。具注暦は本来、紙に書かれた巻物だが、日常的な使用には不便なため、二カ月分の暦日を木の板の両面に筆写したものと考えられる。奈良時代以降、地方官衙においても具注暦木簡の使用例が多く確認されるようになった<sup>(24)</sup>。具注暦木簡が、紙による領暦の二次利用形態とすれば、暦の使用が確実に拡大している様相をうかがうことができる。文書や帳簿に年月日を記すのは、行政事務において時間的な前後関係を明らかにする必要が高まったことを示している。

さらにさかのほれば、すでに法隆寺では、金堂釈迦三尊像台座裏の墨書銘に

「留保分七段

書屋一段

尻官三段 御支□三段」

「辛巳年八月九日作□□□□□」

とあり、年月日が使用されている。「辛巳年」は推古期後半の六二一年に比定される<sup>(25)</sup>。六〇二年に暦法がもたらされてからわずかの時間で、王権の中枢部では暦が使用されていたことになる。

地方への普及という点では、すでに天智期には、長野県屋代遺跡出土四六号木簡に<sup>(26)</sup>

・乙丑年十二月十日酒人

・「他田舎人」古麻呂

という年月日まで記載された例が確認できる。一般的に大宝令以降には干支年が使用されない<sup>(27)</sup>ので、乙丑年は七世紀の天智四年（六六五）の可

能性が指摘されている。東国の信濃国まで暦日の使用が拡散していたとするならば、天智期における領暦も想定される。斉明・天智期には漏刻設置の記事もあり<sup>(27)</sup>、暦とあわせて時間による支配が開始された時期として注目される。ただし、一例だけなので天智期における領暦は確実ではない。比較的確実なのは、天武四年に陰陽寮が初見し（『日本書紀』天武四年四月正月丙午条）、占星台の設置があり（同庚戌条）、「四月朔以後、九月卅日以前」という全国的な領暦を前提にしなければ不可能な、期限を示した全国政策がなされたこと（同四月戊寅条）、などからすればこの時期が共通の全国的に領暦がなされた可能性が指摘できる<sup>(28)</sup>。公式令には文書の保管収蔵および保存期間についての規定がある。

#### 公式令82案成案

凡案成者。具条二納目。目皆案レ軸。書二其上端一云。其年其月其司納案目。每二十五日一納レ庫使レ訖。其詔勅目。別所安置。

#### 公式令83文案案

凡文案。詔勅奏案。及考案。補官解官案。祥瑞・財物・婚・田・良賤・市估案。如レ此之類。常留。以外。年別檢簡。三年一除之。具録二事目一為レ記。其須レ為三年限一者。量レ事留納。限滿准除。

公式令82案成案は公文書の草案等の保管と収蔵についての規定であり、案に目録を副えて収蔵するには、軸の上端に「其年其月其司納案目」と記載し、十五日ごとにとまとめて収蔵せよとある。さらに同令83文案案には、文案の保存期間についての明文規定がある。「詔勅奏案」「考案」「補官解官案」「祥瑞・財物・婚・田・良賤・市估案」などは「常留」すなわち永久保存とされ、それ以外の文書は、年単位で判断して、三年で廃棄せよとある。廃棄文書の目録もつくり、保存期間の延長も考慮された。

こうした文書の長期保存を前提とすれば、保存管理のために時系列を認識するうえで、連続的に年号を使用することは必要なこととなる。「大化」年号以降、七世紀にも年号が使用されたことは明らかであるが不連続で、干支年号が一般的であって普及しなかった。大宝律令が施行された大宝年間以降、現在に至るまで年号が途切れることなく使用されている背景には、文書行政上の必要度が格段に高まったことが指摘できる。<sup>(30)</sup>

### ③ 印章の押印

印の本格的な使用は文書行政および官僚制の整備される大宝令の施行以降であることは明らかである。<sup>(31)</sup>しかし、律令制以前において、印章が用いられたことを示す記載も少ないながら存在する。

#### 『日本書紀』崇神十年九月丙戌条

以<sup>二</sup>大彦命<sup>一</sup>遣<sup>二</sup>北陸<sup>一</sup>。武淳川別遣<sup>二</sup>東海<sup>一</sup>。吉備津彦遣<sup>二</sup>西道<sup>一</sup>。丹波道主命遣<sup>二</sup>丹波<sup>一</sup>、因以詔之曰、若有<sup>二</sup>不<sup>レ</sup>受<sup>レ</sup>教者<sup>一</sup>、乃<sup>レ</sup>拳<sup>レ</sup>兵伐之。既而共授<sup>二</sup>印綬<sup>一</sup>為<sup>二</sup>將軍<sup>一</sup>。

#### 『日本書紀』推古即位前紀

群臣請<sup>二</sup>淳中倉太珠敷天皇之皇后額田部皇女<sup>一</sup>、以將<sup>二</sup>令踐祚<sup>一</sup>。皇后辭讓之。百寮上<sup>レ</sup>表勸進。至<sup>二</sup>于<sup>三</sup>乃從之<sup>一</sup>。因以奉<sup>二</sup>天皇之璽印<sup>一</sup>。

#### 『日本書紀』舒明元年正月丙午条

大臣及群卿、共以<sup>二</sup>天皇之璽印<sup>一</sup>、獻<sup>二</sup>於田村皇子<sup>一</sup>。

#### 『日本書紀』持統六年九月丙戌条

神祇官奏上<sup>二</sup>神宝書四卷・鑰九箇・木印一箇<sup>一</sup>。

まず、いわゆる四道將軍派遣に際して「印綬」を授けたとする崇神紀の記述については、漢文的な修飾として解釈されるのが一般的である。<sup>(32)</sup>また、推古即位前紀や舒明元年紀にみえる「天皇之璽印」についても、漢文的修飾で実体は、皇位のしるしとしての剣と鏡と考えられている。<sup>(33)</sup>明瞭な印の記載は持統六年（六九二）であるが、ここでは少なくとも「木印」とあり、律令制下の鑄造印とは連続しない。おそらくは、神宝書四卷や鑰九箇などと一括して記載があることから、神祇官が保有していた神宝の目録と神宝を納めた倉の鑰、そして封印のための木印であったと推定される。<sup>(34)</sup>いずれにしても、『日本書紀』の記述には律令制下の鑄造印と連続する記載は見られない。律令制下の印制については、四種類の印が規定されている。

#### 公式令40天子神璽条

『令義解』公式令40天皇神璽条に、

天子神璽。〈謂。踐祚之日壽璽。宝而不<sup>レ</sup>用〉内印。〈方三寸〉五位以上位記。及下<sup>二</sup>諸国<sup>一</sup>公文。則印。外印。〈方二寸半〉六位以下位記。及太政官文案。則印。諸司印。〈方二寸二分〉上<sup>レ</sup>官公文。及案牒。則印。諸国印。〈方二寸〉上<sup>レ</sup>京公文。及案調物。則印。

とあり、レガリアとして用いられる天子神璽を除けば、

内印（天皇御璽）	方三寸	五位以上位記・下 <sup>二</sup> 諸国 <sup>一</sup> 公文
外印（太政官院）	方二寸半	六位以下位記・太政官文案
諸司印	方二寸二分	上 <sup>レ</sup> 官公文・案牒
諸国印	方二寸	上 <sup>レ</sup> 京公文・案調物

という四種類の銅印が規定されている。<sup>(36)</sup>さらに、同じく『令義解』公式令41行公文皆印条には、

凡行公文。皆印<sup>二</sup>事状。物数。及年月日并署。縫処。鈴。伝符。剋数。<sup>一</sup>

とあり、公文書に押印する場合の場所を規定する。

大宝令との異同については、すでに彌永貞三らによる指摘があるように、諸司印の規定の有無を除けば大きな違いはないといえる。<sup>(37)</sup>大宝令では明文がなかった諸司印についても、すでに養老三(七一九)には、中務省印を含む八省印が用いられており、養老令の部分施行はこの段階からと推定される。<sup>(38)</sup>

内印(天皇御璽)・外印(太政官院)・諸司印・諸国印の四種の印が公式令に規定された公印であり、大宝令に諸司印の規定は存在しなかったが、養老令の部分施行として養老年間には省印レベルの使用が開始されていたことが確認される。

つぎに、これら印の使用開始時期を確認する。まず、内印については、『続日本紀』大宝元年六月己酉条に、

是日、遣<sup>二</sup>使七道、宣下告依<sup>三</sup>新令<sup>一</sup>為<sup>レ</sup>政、及給<sup>二</sup>大租<sup>一</sup>之状<sup>上</sup>、并頒<sup>二</sup>新印様<sup>一</sup>。

とある。すなわち、鈴木茂男らによれば諸国に頒付された「新印様」とは、新たに使用が開始される内印の印影であったとする。<sup>(39)</sup>諸国に下される公文に押される内印の形を予め、諸国に知らせておくことは、押印の重要な機能である偽造防止の観点から、公文との照合に用いたと考えられる。

なお、この「新印」に対して旧印の存在を想定し、内印を押すと養老令に規定された位記の使用が浄御原令制から開始されたことから、すでに浄御原令制下において、内印が使用された可能性を指摘する説もある。<sup>(40)</sup>しかしながら、『続日本紀』神亀四年七月丁酉条には「筑紫諸国、庚午籍七百七十卷、以<sup>二</sup>官印<sup>一</sup>印<sup>レ</sup>之」とあり、西海道諸国の庚午年籍は卷子状の文書であり、神亀四年になって官印(外印・太政官印)が押されたことある。天智期の庚午年籍には、官印が押されていなかったことが明らかであるし、六位以下の位記に押される外印との対応上、内印のみが先行することは、不自然であるので、大宝令以前の使用は疑問であり、公文への押印は大宝令以降と考えるべき。<sup>(42)</sup>

つぎに、外印の製作年代については、養老四年(七二〇)に、

太政官奏、諸司下<sup>レ</sup>国小事之類、以<sup>二</sup>白紙<sup>一</sup>行下。於<sup>レ</sup>理不<sup>レ</sup>穩。更請<sup>二</sup>内印<sup>一</sup>、恐煩<sup>二</sup>聖聽<sup>一</sup>。望請、自<sup>レ</sup>今以後、文武百官下<sup>二</sup>諸国<sup>一</sup>符、自<sup>レ</sup>非<sup>二</sup>大事<sup>一</sup>、差<sup>二</sup>逃走衛士<sup>一</sup>・仕丁替<sup>一</sup>、及催<sup>二</sup>年料<sup>一</sup>・廻<sup>二</sup>残物<sup>一</sup>、并兵衛・采女養物等類事、便以<sup>二</sup>太政官印<sup>一</sup>印之。奏可<sup>レ</sup>之。<sup>(43)</sup>

と見え、諸国に下す小事に外印(太政官印)を用いることが規定されている。これより先の和銅五年(七二二)には、

太政官处分、凡位記印者、請<sup>二</sup>於太政官<sup>一</sup>。下<sup>二</sup>諸国<sup>一</sup>符印者、申<sup>二</sup>於弁官<sup>一</sup>。<sup>(44)</sup>

とあり、位記に用いる印(内印と外印)は太政官に申請し、諸国に下す符に押す印は弁官に申請することが規定されている。さらに、その前年には、

大初位上丹波史千足等八人、偽造外印、仮与二人位。流信濃国<sup>(45)</sup>。

として、外印の偽造が摘発されている。なお、和銅二年七月二十五日の年紀を有する「弘福寺領田畠流記写」<sup>(46)</sup>は、署名部分に外印の輪郭が描かれており、焼失した原本には署名部分に太政官印が押印されていたらしい。

以上によれば、遅くとも和銅年間には外印の使用は開始されており、おそらくは六位以下の位記や中央官司間の文書の授受に必要であることから、内印と同時に外印も鑄造されていたと推定される。

国印の使用開始時期については『続日本紀』慶雲元年四月甲子条に、

令鍛冶司鑄諸国印<sup>(47)</sup>。

とあることから、内外印よりもやや遅れてこの年に鑄造されたことが確認される。すでに岸俊男が指摘しているように、現存戸籍のうち、大宝四年（七〇四）以降に完成する西海道戸籍には筑前・豊前・豊後の国印が押されているが、前年までに完成した美濃国戸籍には国印が押されておらず、このことは『続日本紀』の記載と符合する<sup>(47)</sup>。

最後に諸司印について、『続日本紀』などにみえる初鑄記事を概観するならば、遠方にある大宰府管内諸司の事例を唯一の例外とすれば、奈良時代までは八省および八省に属さない独立官司への印の頒賜とすることができると推定される。一方、印影の実例においても奈良時代までは、諸司印として確実なのは「内侍之印」と「春宮之印」などに限定され、いずれも八省には属さない独立官司である。すなわち、太政官に直接文書を出すことができる官司に対して、奈良時代の段階では印が与えられていたことが分かる。養老公式令40天皇神璽条に規定された「諸司印」とは、義解に「謂、省台寮司等、各皆有レ印」とするほどに当初は一般的ではな

かったことになる<sup>(49)</sup>。八省被管官司での印使用が一般化するのには、延暦十五年の主計寮・主税寮への頒布以降である。

さらに、朝堂院に朝座のある八省以外の官司として『延喜式』式部上には、彈正台、正親司、大学寮、主計寮、主税寮、雅楽寮、玄蕃寮、図書寮が見えるが、平安初期以降、承和年間までの比較的早期に諸司印の鑄造が認められた官司とほぼ重複しているのは、朝堂院での朝政（諸司からの上申文書を太政官が決済する）に諸司印が関係したことを示すと考えられる。

以上の検討によれば、公式令に規定された公印の鑄造は、内印（天皇御璽）・外印（太政官院）は大宝元年（七〇一）、諸国印は慶雲元年（七〇四）が初鑄と考えられ、諸司印は中務省印がやや先行するもの、養老三年（七一九）の七省印の鑄造まで下ることが確認される。

さらに、公文書に押印する場合の場所や位置についての規定としては、

#### 公式令41行公文皆印条

凡行公文。皆印事状物数及年月日。并署。繼処。給（鈴）伝符尅数。

とあるように、物数や継ぎ目などのに押すことが決められており、改竄・偽造の防止が大きな目的であったと考えられる。

ちなみに、公式令40天子神璽条によれば、国印は調物にも押すことが定められているが、賦役令02調皆随近条にも対応する規定がある。

#### 賦役令02調皆随近条

凡調皆随近合成。絹繩・布両頭。及糸綿囊。具注国郡里戸主姓名年月日。各以国印印之。

これによれば、調物のうち、合成される絹繩・布両頭。及糸綿囊に国郡

里戸主姓名と年月日を記し、それに国印を押すことが規定されている（書印貢進物）。さらに同条集解の穴記によれば、

穴云。年月日。謂<sub>下</sub>国勘記<sub>二</sub>国印<sub>一</sub>之日<sub>上</sub>耳。非<sub>二</sub>元輸日<sub>一</sub>也。

とあるように、墨書書き入れと押印は、国府段階に付され、中央政府に表示する目的でなされた作業と想定される。調物とりわけ絹・緇・布・糸・綿などの織維製品については、現物貨幣の役割があり、押印により国家から公定価値を付与されたことを明示する役割が存在したとの指摘がある。<sup>50</sup>

なお、荷札木簡の書式は、公式令の辞式（年月日を冒頭に記す<sup>51</sup>）や過所式に見えるように、庶人が本属を称する個人の上申文書の様式が適用されたとも考えられる。<sup>52</sup>

#### 公式令15辞式案

辞式／年月日。位姓名。辞<sub>レ</sub>此謂。雜任初位以上。若庶人称<sub>二</sub>本属<sub>一</sub>其事云云。謹辞。

右内外雜任以下。申<sub>二</sub>牒諸司<sub>一</sub>式。若有<sub>二</sub>人物名数<sub>一</sub>者。件<sub>二</sub>人物於云云前<sub>一</sub>。

#### 公式令22過所式案

過所式／其事云云。度<sub>二</sub>其関<sub>一</sub>。往<sub>二</sub>其国<sub>一</sub>／其官位姓。〈三位以上。称<sub>レ</sub>卿〉資人。位姓名。〈年若干。若庶人称<sub>二</sub>本属<sub>一</sub>〉従人。其国其郡其里人。姓名年〈奴名年。婢名年〉其物若干。其毛牝牝馬牛。若干疋頭歳／年月日主典位姓名。／次官位姓名

右過所式。並令<sub>下</sub>依<sub>レ</sub>式具録<sub>二</sub>二通<sub>一</sub>。申<sub>中</sub>送所司<sub>上</sub>。所司勘問。即依<sub>レ</sub>式署。一通留為<sub>レ</sub>案。一通判給。

#### 4 大宝令以前の文書形式

最後に大宝令以前の文書形式の問題を検討する。従来、古代の古文書については、公式様文書と称される、詔・勅・符・解・移・牒・辞など律令に規定された形式ごとに用途が分類され説明されてきた。具体的には下達文書として詔書・勅旨・令旨・符を、上申文書としては奏（論奏・奏事・便奏・奏彈）・啓・解・牒・辞を、平行文書としては、移を規定している。こうした使い分けは、少なくとも律令官司の上下関係が明確化しなければ十分に機能しない性質のものである。諸国から太政官に送られた上申文書である四度公文のうち、大宝令前から用いられた戸籍については、解式が用いられていないことも、こうした事情を反映していると考えられる（さらに、先述したように大宝以前の戸籍には国印が押されていないことも指摘できる）<sup>53</sup>。

しかしながら、こうした厳密な分類は木簡や正倉院文書などの実例によれば必ずしも当てはまらず、上申か下達かという大きな違いがあるだけで、文書形式の違いは大きな意味を有さないとされ、書儀と呼ばれる書状形式の影響や口頭伝達を前提にした内容が含まれていることが近年では重視されるようになった。<sup>55</sup>

下達文書の実例でいえば、「大命符」という文書木簡の表現は、公式令の符式とは異なり、しばしば「大命宣」とも表記されるように「のる」「おおす」の意味にすぎない下達文書として機能している。<sup>56</sup>符については、「符処処塞職等受」（『藤原宮木簡』一一―二号木簡）という文書木簡では、関所と考えられる塞職の名前が大宝令以降には見えないことから大宝令以前の可能性が指摘されている。いずれにしても、下達文書は少なく、上申文書が圧倒的に多いことが指摘できる。<sup>57</sup>下達文書は読み上げられることで完結してしまうことが多いため、残らなかったとも考え

られる。

「某前白(申)」という形式の文書が古様の上申文書の形式として有名で、貴人に対して口上を述べるといふ口頭伝達の要素が重視されたもので、古い書状様式の変化したものと考えられる。<sup>(58)</sup> 一般的名詞で宛先を示し、差出は書かれないか一人称で書くことが多いことから、差出人と受取人の関係が自明であり、読み上げて相手に伝えることが主で、補助的に木簡が用いられていると考えられる。<sup>(59)</sup>

口頭伝達については、立札に対して七世紀における「跪伏礼」や「匍匐礼」が口頭での上申に適合し、反対に文書を手を持つ行為が「立札」に適合すると位置付けられる。<sup>(60)</sup> 王命の下達文書である宣命が官人らに対して読み上げられることを前提とした和文体であることも留意される。<sup>(61)</sup> 天皇(大王)の言には、和語たるミコト(ミコトノリ)やオオミコトに対して、(大)命・詔・勅(旨)などの多様な漢語を充てており、文書形式の詔勅とは異なる口勅を含めて拡大使用されている。「文」と「語」の乖離が存在し、<sup>(62)</sup> 王言に対して宣・告・符・寵命・教などの用字も使用され、「聞」を間に入れた「詔……詔」「宣……宣」「詔(勅)……宣」などの構文が朝鮮半島の「教……教」を継受した古い形式と考えられている。<sup>(63)</sup>

ただし、すでに指摘があるように口頭伝達と文書は前後関係や二者択一ではなく、目的により使い分けられた相互補完の関係であったとするのが正しいと考えられる。<sup>(64)</sup>

書状については、『令集解』公式令04奏事式条の注釈に、

穴云。……問。表奏造様何。答。不見。表奏・上表・上啓等之式。宜<sub>レ</sub>放<sub>二</sub>書儀之体<sub>一</sub>耳。

とあるように明確な規定はなく、中国の「書儀」と呼ばれる手紙の書式

や模範例文集に做ったと考えられる。<sup>(65)</sup> こうした様式が公式令以前から倭国で普及していた可能性が高いと考えられる。とりわけ、辞や牒は古くから存在したと考えられる。

個人の上申文書として規定される牒については、移式準用の牒だけでなく広範に用いられたことは古文書学の常識的理解となっている。ただし、早い段階からこうした傾向は指摘でき、前提として中国の牒制の多様な用法が前提にあるとされる。<sup>(66)</sup> 牒は、あくまで公式令の官司問文書の枠を補う役割を果たしていたとの指摘もなされている。<sup>(67)</sup> 『延喜式』雑式53国司相牒式に規定されるような国司間で取り交わされる牒の様式は、八世紀前半の「今浪人司謹牒丸部臣專司」とある新潟県下ノ西遺跡出土の木簡が相当するとすれば、かなり早い段階から地方国府をふくめて、官司内文書としての牒は使用されていたことが推定される。<sup>(68)</sup> さらに以下のような大宝以前からの用例や正倉院文書の実例などからすれば、古くから個人の書状様式の一つとして先行して用いられていたと考えられる。<sup>(70)</sup>

奈良県石神遺跡出土木簡(『木簡研究』二七―三七頁)

〔前牒五〕

滋賀県中主町湯ノ部遺跡出土木簡<sup>(71)</sup>

- ・ 丙子年十一月作文氾(右側面)
- ・ 牒玄逸去五月中□〔官カ〕□蔭人
- ・ 自従二月已来□□□養官丁
- ・ 久蔭不潤□□□□蔭人
- ・ 次之□□丁□□□□〔等利カ〕
- ・ 壞及於□□□□□□人□□〔官カ〕

裁謹牒也

天平十八年三月九日「葛野古万呂状案」

(正倉院文書続々修第二帙第四卷、大日古九一五頁)

前件人等不申貢日、宜知状、貢日注、急申送政所、不得延時、

不別紙状

〔(樂書) 林別春老依有可勝得(時時得)〕

得經生高市老人詠状云、依有可洗衣服事、欲請一箇日暇者、今

依詠状申牒、至乞照状、欲放却一箇日間、以状、謹牒、

三月九日 葛野古万呂

謹上 乙満尊左右

丙午年は天武五年(六七六)と推定され、天武期以前からの使用が想定される。そして「作文汜」の「汜」が範の意ならば、書式としての牒が古くから存在したことの傍証となる。公式令には官司から官司への上申文書の代表例として、解式が規定され、個人の上申文書としては牒式(主典以上)と辞式(雑任以下)がある。しかし、個人が個人へ出す私状の形式はなく、解・牒・啓・状、さらには奏など多様な形式が行われた。個人が出す文書としての形式は、大宝令以前から普及しており、個人が出した書状にも牒の形式が存在したと考えられる。

代表的な上申文書の形式である「解」についても、大宝令以前からの使用が想定されている。<sup>(72)</sup>すなわち、唐では解がほとんど使用されず、牒が一般的であった。にもかかわらず、倭国で上申文書に解が使用されたのは六朝時代の文書形式の影響を受けて、唐制以前から使用が一般化していたためと考えられる。実例としては「膳職白主菓餅申解解」(奈良県教育委員会『藤原宮出土木簡概報』二〇号木簡)、「卿等前恐々謹解」(『藤原宮出土木簡一(解説)』八号木簡)のように、「前白(申)」の形式に従い口頭伝達的な要素が見られ、この場合の解は「申す」と同義であり、解式のような差出がない代わりに、充所が冒頭に記されている点

で破格な形式であり、大宝令以前にさかのぼる可能性が指摘されている。律令制以前には口頭伝達を意識して充所が冒頭に來るが、律令制下では差出人を明記するようになる。解式も同様であり、充所を冒頭に記載する解という形式は過渡期的な様式と評価される。

さらに以下のような正倉院文書の実例によれば、解という形式に忠実ではなく、「五百瀬尊 机下」とあるように、むしろ書状に近いものがある。こうした形式は古くから使用されていたことが想定される。

天平宝字二年七月十七日「長背広足経師貢進解」

(正倉院文書続修第三〇卷、大日古四一二七五頁)

謹解 申貢経師事、

少初位上奏勝常陸

右人、経師 貢上如件、

天平宝字二年七月十七日

長背広足状

謹上 五百瀬尊 机下

公式令では個人が個人に対して差し出す私状は定めていないが、解が個人の上申文書として用いられる場合には、冒頭の「謹解」、末尾の「謹状」のように丁寧な文言をもつようになる。解と状が混交しているように、個人の上申文書としての解と啓や状とは類似する。

最後に、主典以上の官人個人が官司に上申する様式が牒なのに対して、雑任以下の個人が諸司に上申する文書形式として規定された辞の形式をとりあげる。辞については、辞の現物が少ないにもかかわらず、文書に引用される例が多いため不明な点が多いとされてきた。

公式令16辞式条

年月日位姓名辞  
其事云々、謹辞

年月日を冒頭に記載する点の特徴であり、古い木簡の書式に共通する。辞の語義としては、口語言語的な音声たる「語」とも置き換え可能な対面（辞見・辞迎）を不可欠とした言葉の意味とされ、為すべき行（わざ）に対して、言うべき辞（こと）と定義され、これを前提とすれば、辞そのものが原形で伝存していない理由は、対面での会話が辞として書きとめられて、「辞状」や「申状」・「陳状」のような疑似文書となり、さらには上申文書としての解状へと展開していくプロセスが想定できる。<sup>(73)</sup>とりわけ、天平十九年十二月二十二日「近江国坂田郡郡司解奴婢売買券（東南院文書、大日古九一六四二頁）によれば、息長真人真野売の「辞状」として、「上件賤、惣宛価値稲壹任式伯足、売与東大寺之寺已訖、望請依式欲立券者」が引用されているが、彼女の自署は無く、右手首の画指が書かれている。自筆署名がないことを重視すれば、息長真人真野売の「辞状」とは、「申状」とも表記されているように、おそらくは売人による自筆文書ではあり得ず、対面での会話が書きとめられたものと考えられる。<sup>(74)</sup>立券文の辞にはこのように音声による陳述を前提にした文書化が想定され、やがては文書化された解により解消されていく。

以上、大宝令以前の要素を残す「大命符（宣）」「某前白（申）」「辞」「牒」「解」などの文書形式を検討した。その結論としては、上申か下達かという大きな違いがあるだけで、公式令に規定された文書形式の違いは大きな意味を有さないことが再確認された。さらに、書状形式の影響や口頭伝達を前提にした内容がみられ、唐代ではなく古い中国の文書形式が朝鮮半島を経由して大宝令以前から継受されていたことも確認された。奈良期前半における出土木簡や正倉院文書にはこうした公式令の文書形式を逸脱した実例が多く見られる。七世紀には確実に口頭伝達を補

完する文書が存在したことが指摘できる。

## おわりに

本稿では、古代の文書を成り立たせている諸要素について考察を加えた。具体的には、漢字運用に対する習熟、暦の導入・普及、印章制度の導入、文書形式の統一などである。いずれも七世紀後半以降に充実化してくることが確認された。

紀年木簡を基準とすれば、天武四年以降の年紀を持つ物が連続して出土するようになるのは、文書行政の習熟において大きな画期となる。<sup>(75)</sup>おそらく、天武四年において全国的に頒暦が開始された可能性が高いこと、そのことと連動して告朔（公文の奏進儀礼）が天武五年に近い頃に開始されたこと（『日本書紀』天武五年九月丙寅朔条）、さらには、「詔曰、甲子年、諸氏被<sub>レ</sub>給部曲者、自<sub>レ</sub>今以後、除之」（『日本書紀』天武四年二月己丑条）とあるように、天武四年に部曲、すなわち「民部・家部」部曲」系封戸が廃止され、均質な「五十戸」編成による全国的な公民制の創出が可能となったことと連動している。

文字文化を考える場合、机と文書の密接な関係、筆記のあり方、さらには文書を読むのに適した立札の導入などについても、考察しなければならぬが、いずれも今後の課題としたい。<sup>(77)</sup>

註

- (1) 馬場基「木簡の作法と百年の理由」(『日本古代木簡論』吉川弘文館、二〇一八年、初出二〇一〇年)、によれば「韓国最南端の城山山城出土木簡が六世紀半ばなのに対して、対岸の日本で木簡が本格的に利用されるようになるのが七世紀半ばで、その差が一〇〇年にも及ぶという点」(二三六・二三七頁)を指摘する。なお、城山山城出土木簡については、六世紀末とする見方が有力になりつつあるが、大きな時期差が存在することは基本的に変わらない。なお、木簡は帳簿を含めて文書木簡と呼ばれるが、ここでは帳簿を除く狭義の文書木簡を検討対象とする。
- (2) 同前「木簡の作法」論から東アジア木簡学に迫るために(同前、初出二〇一四年)によれば、七世紀末に百済・高句麗からの遺民が木簡の運用技術をもたらしたことが大きな画期となったことが指摘されている。統一的な書式に基づく帳簿による全国的な取組・支配体制の有無がその違いであり、先進的な経営形態は、一部の王家やミヤケ、寺院に限定されており、全国的でなかった点を強調する。
- (3) 以下の記載は、拙稿「文字が来た」(『国際企画展示図録「文字がつなぐ」国立歴史民俗博物館、二〇一四年)を基礎としている。個々の金石文資料の概要については、煩雑にわたるので上記図録および企画展図録『古代日本文字のある風景』(国立歴史民俗博物館、二〇〇二年)、同「文字のチカラ―古代東海の世界」(名古屋博物館、二〇一四年)を参照されたい。
- (4) 武末純一「日韓交流と渡来人―古墳時代以前―」(『古代東ユーラシア研究ゼンター年報』四、二〇一八年、二七―二九頁)。
- (5) 田中史生「渡来人と帰化人」KADOKAWA、二〇一九年、五九頁。
- (6) 同前「倭国と渡来人―交錯する「内」と「外」―」吉川弘文館、二〇〇五年。
- (7) 『日本書紀』継体紀七年六月条、同十年九月条など。同欽明紀二月条には五経博士を含む諸博士が交代制により派遣されていたとする記述がある。
- (8) 三上喜孝「習書木簡からみた文字文化受容の問題」(『日本古代の文字と地方社会』吉川弘文館、二〇一三年、初出二〇〇六年)は、七世紀後半以降、『論語』や『千字文』の習書木簡が多く出土すること、渡来伝承成立との関連性を指摘する。
- (9) 東野治之「古代日本の文字文化」(『古代日本 文字の来た道』大修館書店、二〇〇五年)、一〇〇頁。
- (10) 栄原永遠男「白猪・児嶋屯倉に関する史料の検討」(『日本史研究』一六〇、一九七五年)。
- (11) 拙稿「古代王権と「後期ミヤケ」」(『古代王権と支配構造』吉川弘文館、二〇一二年、初出二〇〇九年)、一九〇―一九二頁。
- (12) 岸俊男「日本における「戸」の源流」(『日本古代籍帳の研究』塙書房、一九七三年、初出一九六四年)。
- (13) 石上英一「日本古代における調庸制の特質」(『歴史学研究別冊「歴史における民族と民主主義」、一九七三年)。
- (14) 新井喜久夫「品部雑戸制の解体過程」(『彌水貞三先生還暦記念会「日本古代の社会と経済」上、一九七八年)。
- (15) 同前、五二四頁。
- (16) 以下の記載は、岡田芳朗「日本における暦」(『日本歴史』六三三、二〇〇一年)、鎌田元一「暦と時間」(『律令国家史の研究』塙書房、二〇〇八年、初出二〇〇六年)、細井浩志「日本史を学ぶための〈古代の暦〉入門」(吉川弘文館、二〇一四年)などを参照した。
- (17) 津田左右吉「日本古典の研究」上下(『津田左右吉全集』一・二、岩波書店、一九六三年)。
- (18) 小川清彦(齊藤国治編著)「日本書紀の暦日について」(『小川清彦著作集 古天文・暦日の研究』皓星社、一九九七年、初出私家版一九四六年)。
- (19) 谷川清隆・相馬充「七世紀の日本天文学」(『国立天文台報』十一、二〇〇八年)。
- (20) 細井註(16)前掲書によれば、観測できない計算上の日食記事が持統五年以降に頻出するようになるのは、儀鳳暦採用による計算と推測する。なお、文武天皇の即位日の干支が「日本書紀」と「続日本紀」で異なることから、儀鳳暦の本格的採用はこれ以降と考えられる。
- (21) なお、頒暦についての配布数一六六巻の内実については、一年一卷(胆沢城出土漆紙文書具注暦断簡は一卷)とするか二巻(具注御暦は上下二巻)とするかで解釈が分かれている。八省と諸国(六六国二島)に配られたとすれば、一年二巻が整合的。その他に太政官・神祇官・京職・大宰府・鎮守府などを考慮すれば八三本に近づく。
- (22) 竹内亮「木に記された暦」(『木簡研究』二六、二〇〇四年)。
- (23) 東野治之「具注暦と木簡」(『日本古代木簡の研究』塙書房、一九八三年)。
- (24) 三上喜孝「古代地方社会における暦―その受容と活用をめぐって―」(『日本古代の文字と地方社会』吉川弘文館、二〇一三年、初出二〇〇一年)。
- (25) 館野和己「法隆寺金堂釈迦三尊像台座から見つかった墨書銘」(『伊弉留我』一五、一九九四年)。
- (26) 長野県埋蔵文化財センター「長野県屋代遺跡出土木簡」一九九六年。
- (27) 『日本書紀』斉明六年五月月条、同天智十年四月辛卯条。なお、飛鳥の水落遺跡からは漏刻台の遺構が発掘により確認されている。日時計では夜間・雨天・

- 曇天時に計測不能であり、漏刻の導入によりはじめて定時朝参制が可能となる。その意味では、古代官人制にとつての大きな画期と評価される（今泉隆雄「日本古代における漏刻と時刻制の成立」〔古代宮都の研究〕吉川弘文館、一九九三年、初出一九九三年）、拙著『都はなぜ移るのか―遷都の古代史―』吉川弘文館、二〇一一年、同『都』がつくる古代国家（NHK出版、二〇一二年）。
- (28) 細井浩志「時間・天皇と暦」〔岩波講座「天皇と王権を考える」八、コスモロジーと身体、岩波書店、二〇〇二年）。
- (29) 大化年号が使用された実例としては、「宇治橋断碑」が著名であるが、同時代の使用とは考えられないことは、拙稿「宇治橋断碑の研究と復元」（小倉慈司・三上喜孝編『古代日本と挑戦の石碑文化』国立歴史民俗博物館研究叢書四、二〇一八年）で論じた。
- (30) 細井浩志「日本古代における年号制の成立について」（水上雅晴編『年号と東アジア―改元思想と文化―』八木書店、二〇一九年）によれば、年号使用の理由として、中国とは異なる元号を使用することによる独立性の主張、祥瑞改元による正統性の主張、干支の六十年を越える長期の記録保存の必要性、の三点を指摘する。
- なお、祥瑞改元による正統性の主張については、養老改元を素材として、養老の礼の実践（孝行こそが、君主の徳を示すものと観念されたため、天子の徳が泉に及ぶことで水がわき、その美泉の出現は天が元正天皇について有徳の君主であることを認めたことを強調する政治的意味があったと論じたことがある（拙稿「美濃行幸と養老改元―麥若水の滝と醴泉の伝承―」『美夫君志』九三、二〇一六年）。
- (31) 以下の記載は、拙稿「公印鑄造官司の変遷について―鍛冶司・典鑄司・内匠寮―」（『国立歴史民俗博物館研究報告』七九、一九九九年）に依拠している。
- (32) 古典文学大系『日本書紀』上（岩波書店、一九六七年）の二四三頁頭注など。ただし、倭国では「倭の五王」段階には中国南朝と交渉があり、公認された王号・將軍号により、臣下の者に將軍・郡太守号を与えることが確認されるので（坂元義種「古代東アジアの日本と朝鮮」吉川弘文館、一九七八年、鈴木靖民「東アジア諸民族の国家形成と大和王権」『倭国史の展開と東アジア』岩波書店、二〇一二年、初出一九八四年）、宋代の印章制度によれば連動して將軍号に対応した通官印としての「印綬」が与えられた可能性が指摘できる。実物においても南北朝期の將軍号印は多く伝えられている（葉其峯「魏晉南北朝時期的將軍及有関武職官印」〔主人聡・葉其峯「秦漢魏晉南北朝官印研究」香港中文大学文物館、一九九〇年）。
- (33) 鷹弘道「三種の神器について」（『律令国家成立史の研究』吉川弘文館、一九八二年、初出一九七八年）。
- (34) 鎌田元一「日本古代の官印」（『律令公民制の研究』塙書房、二〇〇一年、初出一九九四年）。
- (35) 中村裕一「八璽（八宝）」〔唐代制勅研究〕第四章第二節、汲古書院、一九九三年）によれば、中国では皇帝の璽は白玉製の陰刻印で、紙ではなく泥封に用いられた。しかし、日本で用いられた形跡は明瞭でない。
- (36) これらの印が鑄造の銅印であることについては、『延喜式』内匠寮式に材料と工程を規定した条文に規定され、『続日本紀』天平四年十月辛巳条、『三代実録』天安二年十月七日甲午条などによれば、節度使の印や讃岐国などの諸国印は「銅印」と見えている。
- (37) 彌永貞三「大宝令逸文一条」（『史学雑誌』六〇―七、一九五一年）。日本思想大系「律令」（岩波書店、一九七二年）公式令補注。鎌田元一註（34）前掲論文。
- (38) 『続日本紀』養老三年十二月乙酉条。岸俊男「倉印管見」（『日本古代籍帳の研究』塙書房、一九七三年、初出一九六七年）。吉川真司「外印請印考」（平成七年度科学研究費補助金研究成果報告書『日本古代官印の研究』一九九六年）。
- (39) 鈴木茂男「日本古印をめぐる二、三の問題」（『書の日本史』九、平凡社、一九七六年）。鎌田元一註（34）前掲論文も同様な見解を示す。
- (40) 鷹弘道「位記の使用とその意義」（註（33）前掲書、初出一九五七年）。
- (41) 大津透「古代天皇制論」（『岩波講座日本通史』四、岩波書店、一九九四年）。
- (42) なお、山本崇「オシテフミ考―大宝令以前の文書について―」（奈良文化財研究所編『文化財学の新天地』吉川弘文館、二〇一三年）は、『日本書紀』の古訓から大宝令以前に手印文書が存在したことを推測する。しかしながら、『日本書紀』の訓は、本文を及ぶ限り和語で読み下すことにより付されたもので、後世の擬古的な訓の可能性も否定できないので、手印文書の存在を証明する証拠としては弱いと考える（大野晋「訓読」『日本書紀』上、岩波書店、一九六七年）。さらに、古い「符」の用例も後述するように「宣」と通用するように「のる」「おす」の意味にすぎないとすれば、紙を媒体とした事例は明証がないことからすれば、口頭伝達や木簡の可能性も残る。
- (43) 『続日本紀』養老四年五月癸酉条。
- (44) 『続日本紀』和銅五年五月丙申条。
- (45) 『続日本紀』和銅四年十二月壬寅条。
- (46) 『大日本古文书』編年二一、一―二頁。文頭に「コノ文書、原本ニハ恐ラク「太政官印」ヲ踏セシナランモ、僅ニ署名ノトコロニソノ輪郭ヲ存セルノミ」との注記がある。
- (47) 岸俊男 註（38）前掲論文。同「造籍と大化改新詔」（註（38）前掲書所収）。
- (48) 国立歴史民俗博物館『日本古代印集成』（一九九六年）所収の「日本古代印文集成一覧表」による。

- (49) 鈴木茂男 註(39) 前掲論文。この点は、官人の考課が「当司長官」であるとする考課令01内外官条の規定について大宝令段階では被官の官司はすべて所管の官司の長官が勤務評定をおこなうと解したので、養老令段階では省・寮・司の各長官が行うべきであると、法意が大きく変化していることとの関係が指摘でき、大宝令段階では文書行政や勤務評定などにおいて被官司の独立性を認めず、太政官―八省による統制を意識していたことが分かる。
- (50) 中村太一 「古代日本における墨書押印貢進物」(『栃木史学』一四、二〇〇〇年)。
- (51) 岸俊男 「木簡と大宝令」(『古代文物の研究』岩波書店、一九八八年、初出一九八〇年)は、大宝令以前の木簡が年月日を冒頭に記していることを指摘する。
- (52) 明石一紀 「調庸の人身別輸納と合成輸納―木簡と和銅六年格―」(竹内理三編『伊場木簡の研究』東京堂出版、一九八一年) 東野治之「木簡に現れた「某の前に申す」という形式の文書について」(『日本古代木簡の研究』塙書房、一九八三年) 館野和己「律令制の成立と木簡」(『木簡研究』二〇、一九九八年)。
- (53) 鐘江宏之 「解・移・牒」(『文字と古代日本』一支配と文字、吉川弘文館、二〇〇四年)。
- (54) 上下関係にない官司について用いられる移式では、統括関係にある場合(因事管隸)には「故移」ではなく「以移」に代えることが細かく規定されているが、実例では必ずしも徹底しておらず、さらに同格であるはずの神祇官と太政官の関係においても太政官符が神祇官に使用されている。官司秩序と文書体系が運用上では必ずしも一致していないことが指摘できる(鐘江前掲註(53) 論文参照)。
- (55) 東野治之 註(52) 前掲論文。早川庄八「公式様文書と文書木簡」(『日本古代の文書と典籍』吉川弘文館、一九九七年、初出一九八五年)。
- (56) 東野治之 「長屋王家木簡の文体と用語」(『長屋王木簡の研究』塙書房、一九九六年、初出一九九一・一九九三年)。「大命符」の用例は『平城京木簡』一―一四四号木簡、同二―一六八八号木簡などにあり、「大命宣」は同一―一四二・三号木簡などにある。「勅旨」も「大命」と同様な意味と考えられる。
- (57) 館野和己 「律令制の成立と木簡」(『木簡研究』二〇、一九九八年)。
- (58) 前掲註(55) 論文参照。
- (59) 渡辺晃宏 「木簡から万葉の世紀を読む」(『奈良時代の歌人』高岡市万葉歴史館叢書二〇、二〇〇八年)。
- (60) 熊谷公男 「跪伏礼と口頭政務」(『東北学院大学論集―歴史学・地理学』三三、一九九九年) 新川登亀男 「小壘田宮の匍匐礼」(『日本古代の儀礼と表現』吉川弘文館、一九九九年、初出一九八六年)は、匍匐礼に比較して跪伏礼には両手の自由が存在することを指摘する。
- (61) 拙稿「宣命」(『文字と古代日本』一支配と文字、吉川弘文館、二〇〇四年)。
- (62) 「文則皇太夫人、語則大御祖」(『続日本紀』神龜元年三月辛巳条)。
- (63) 川崎晃「古代日本の王言について―オオミコト・ミコト・ミコトノリ―」(『音の万葉集』高岡市万葉歴史館論集五、笠間書院、二〇〇二年)。
- (64) 鐘江宏之 「口頭伝達と文書・記録」(『列島の古代史』ひと・もの・こと六、岩波書店、二〇〇六年) 川尻秋生「口頭と文書伝達―朝集使を事例として―」(『文字と古代日本』二 文字による交流、吉川弘文館、二〇〇五年)。
- (65) 丸山裕美子 「書儀の受容について」(『正倉院文書研究』四、吉川弘文館、一九九六年)。
- (66) 早川庄八 前掲註(55) 論文。吉川真司「奈良時代の宣」(『律令官僚制の研究』塙書房、一九九八年、一九八八年)によれば、唐制では官司内別局との連絡文書形式として「牒」(下達)以外にも「刺」(上申)・「関」(互通)が存在したが、「牒」のみが継受されたので、官司内の上申・下達両用に用いられるようになったとする。
- (67) 川端新 「荘園制的文書体系の成立まで―牒・告書・下文―」(『荘園制成立史の研究』思文閣出版、二〇〇〇年、初出一九九八年)。
- (68) 「木簡研究」二二、二〇〇一年、一八三頁。
- (69) 三上喜孝 「文書様式―牒―の受容をめぐる一考察」(『山形大学歴史・地理・人類学論集』七、二〇〇六年) 朝鮮半島の月城塚字木簡においても「牒」の形式が六世紀後半から使用されており、倭国にも継承された可能性が指摘できる。
- (70) 鐘江前掲(53) 論文。
- (71) 滋賀県教育委員会 「湯ノ部遺跡発掘調査報告書」一、一九九五年。
- (72) 東野治之 「奈良時代以前の解」(『史料学探訪』岩波書店、二〇一五年、初出一九八二年)。
- (73) 新川登亀男 「辞」文化小考」(『日本古代の儀礼と表現』吉川弘文館、一九九九年、初出一九八四年) なお、山口英男 「正倉院文書に見える「口状」について」(佐藤信編『史料・史跡と古代社会』吉川弘文館、二〇一八年)は、正倉院文書に見える「口状」の用例について、「口頭で伝達された内容をその場で受信者が書き取って書面にしたもの」と定義する。文書名称の違いが大きな意味を有さないとするれば、大局的には対面での会話が書きとめられて、「某状」のような疑似文書となり、さらには上申文書としての解状へと展開していくプロセスにおいて、この「口状」もその類型の一つとして位置付けられるのではないかと。
- (74) 新川登亀男 註(73) 前掲論文。
- (75) 渡辺晃宏 「古代地方木簡の世紀」(滋賀県文化財保護協会「古代地方木簡の世紀」サンライズ出版、二〇〇八年)。
- (76) この儀礼の前提としては、文書に年月日を記載すること、朔日を決定する頒曆が開始されていることなどが前提となる。新川登亀男 「公文机と告朔儀礼」(『日本古代の儀礼と表現』吉川弘文館、一九九九年、初出一九八四年)。

(77) 新川登亀男 「古代の文書」序説」(『日本古代の儀礼と表現』吉川弘文館、一九九九年、初出一九八七年)、同註(76)前掲論文、同「告朔儀礼と対外的契機」(同前、初出一九八五年)、馬場基「書写技術の伝播と日本文字文化の基層」(『日本古代木簡論』吉川弘文館、二〇一八年、初出二〇一四年)。これらの印が製造の銅印であることについては、『延喜式』内匠寮式に材料と工程を規定した条文に規定され、『続日本紀』天平四年十月辛巳条、『三代実録』天安二年十月七日甲午条などによれば、節度使の印や讃岐国などの諸国印は「銅印」と見えてい

(国立歴史民俗博物館研究部)

(二〇二〇年一月二七日受付、二〇二〇年七月九日審査終了)

---

## Prehistory of How Ancient Official Documents Came into Existence: Kanji, Calendars, Seals, and Document Styles

NITO Atsushi

In this paper, a study is made of the various factors by which ancient documents came into existence. Specifically, this includes the proficient use of kanji (Chinese characters), introduction and spread of the calendar, introduction of seal systems, and uniformity of document formats. It was confirmed that all of these factors were fully developed by the second half of the 7th century and thereafter.

As a conclusion to the study of the document formats that remain from before the Taiho Code, such as *Oomikoto no fu* (大命符), *Sen* (宣), *Nanigashi no mae ni mosu* (某前白) *Mosu* (申), *Ji* (辭), *Cho* (牒), and *Ge* (解), it was again confirmed that there is no major significance to the differences in the document format stipulated in the *Kushiki-ryo* (公式令), based simply on the key difference of whether the document format is a report to a superior or to a subordinate. Furthermore, it was confirmed that the ancient Chinese document format rather than that of the Tang Dynasty had been handed down from before the Taiho Code through the Korean Peninsula, as the content shows the influence of correspondence styles and the assumption of oral transmission. There are many cases wherein the *mokkan* (wooden writing tools) excavated from the early-Nara period and the *Shosoin* (正倉院) (treasure house) documents deviated from this *Kushiki-ryo* document format. It has been indicated that documents from the 7th century were most certainly used to complement oral transmission. Taking the *Kinen mokkan* (紀年木簡) (annual wooden writing tools) as a standard, there was a major transition in the proficiency of document administration, as objects describing the years from the fourth year of Tenmu onward are continually being excavated.

Key words: Calendars, seals, written forms, oral communication, letters